

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和8年 5 月 18日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第73号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（その1）(1)、様式第1号（その1）(2)、様式第1号（その1）(4)及び様式第1号（その1）(8)並びに様式第1号（その2）(1)、様式第1号（その2）(2)及び様式第1号（その2）(4)を次のように改める。

様式第1号（その1）（1）（第3条関係）

年度 国民健康保険税 納税（更正）通知書

--

記号番号
通知書番号
宛名番号

保険税納付方法等	
徴収方法	
納税義務者	
生年月日	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

さいたま市長 印

前回決定額	円
今回決定額	円

様式第1号(その1)(2)(第3条関係)

国民健康保険税 賦課明細書

	区 分	所 得 割			被 保 険 者 均 等 割			算出合計額 A=③+⑥
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	
変更前 決定	医療分	円	%	円	円	人	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	円
変更後 決定	医療分	円	%	円	円	人	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	円

	区 分	軽 減 額			限度超過額 ⑧	月割増減額 ⑨	減 免 額 ⑩	年間保険税額 (A-⑦-⑧+⑨-⑩)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額				
変更前 決定	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円
変更後 決定	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円
					前回決定額	円	今回決定額	円

国民健康保険税個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*: 国保加入者 G: 擬制世帯主 S: 非自発的失業者 (月)												所得割 (円)	均等割 (円)			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	

様式第1号(その1)(8)(第3条関係)

口座振替通知書(期別口座振替者用)

氏名	様	通知書番号	
----	---	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び税額

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

納期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

納期				
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

様式第1号(その2)(1)(第3条関係)

年度 国民健康保険税 納税(更正)通知書

--

記号番号
通知書番号
宛名番号

さいたま市長



前回決定額		円
今回決定額		円

様式第1号(その2)(2)(第3条関係)

国民健康保険税 賦課明細書

	区分	所得割			被保険者均等割			算出合計額 A=③+⑥
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	
変更前 決定	医療分	円	%	円	円	人	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	円
変更後 決定	医療分	円	%	円	円	人	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	円

	区分	軽減額			限度超過額 ⑧	月割増減額 ⑨	減免額 ⑩	年間保険税額 (A-⑦-⑧+⑨-⑩)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額				
変更前 決定	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円
変更後 決定	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円
					前回決定額	円	今回決定額	円

国民健康保険税個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割 (円)	均等割 (円)			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。